

# 三菱 UFJ 年金情報

## Mitsubishi UFJ Pension Report

企業年金関係者のための月刊総合情報誌

### 《目次》

《老後所得保障の観点から見た企業年金のあり方について(その1)》 平成 26 年財政検証結果と社会保障費の増大	… 1
《退職給付会計と企業評価》 退職給付と IR	… 6
《公的年金制度の動向》 財政検証結果の概要と公的年金の課題	… 11
《年金基礎講座(制度・財政編⑦)》 DB制度における財政検証	… 15
《年金運用の現場から ファンドマネージャーの四方山話》 企業価値評価としての ESG 投資	… 16
《CSRとサステナビリティ》 地球の定員オーバー問題(15)	… 18
《アドリブ経済時評》 戦後日本のイノベーション 100 選	… 21

2014年  
7月号

## 老後所得保障の観点から見た企業年金のあり方について（その1）

### ～平成26年財政検証結果と社会保障費の増大～

#### 《要約》

わが国では平均寿命が延び、定年退職後の生活期間が長くなっています。しかし、国民の老後所得保障を担う公的年金では少子高齢化の進展により給付抑制策が進められ、今年6月3日に発表された公的年金の財政検証では、所得代替率が現在の62.7%から50%程度になる予想が示されました。また、公的年金を補完する企業年金は昨年6月「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が公布され、今後、厚生年金基金のあり方が大きく変化していきます。一方、今年1月には「少額投資非課税制度(NISA)」が導入され、個人の資産形成の選択肢が広がっています。

諸外国では高齢化の進展による財政負担への懸念のため1970年代から公的年金の機能の一部を私的年金で代替する政策が進められています。わが国の企業年金を取り巻く環境の変化と諸外国の施策を概観し、老後所得保障のあり方について考えてみたいと思います。

なお、本文は筆者が平成25年度「第8回日本FP学会論文」で審査委員賞を受賞した論文を基に加筆しています。第1回目では、公的年金の平成26年財政検証結果とともに社会保障費の増大について概観します。

#### 1. はじめに

わが国の公的年金制度が、国民の老後所得保障に大きな役割を果たしている事は言うまでもありません。しかし、少子高齢化の進展を背景に公的年金は給付水準の適正化（5%給付抑制）や支給開始年齢の65歳までの段階的引き上げ（平成25年度に60歳になる方から特別支給の老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢が3年毎に1歳ずつ引き上げられ、平成34年度に60歳になる方から65歳支給開始となります）が実施され、その機能は縮小しつつあります。今年6月3日に社会保障審議会年金部会が発表した公的年金の財政検証<sup>1</sup>では、経済成長の指標である全要素生産性（TFP）<sup>2</sup>の上昇率等により8通りの見通しが示されました。この財政検証は国民年金法第四条の三に規定され、平成16年年金改正における年金財政フレームワーク<sup>3</sup>を基礎とし、5年毎に財政検証を行っているもので、前回の平成21年財政検証に続き2回目の財政検証となります。今回の財政検証では全要素生産性を0.5～1.8%、物価上昇率を0.6～2.0%、賃金上昇率を0.7～2.3%として8通りの見直しを行っ

<sup>1</sup> 厚生労働省（2014）「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見直し—平成26年財政検証結果—」（<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/zaisei-kensyo/2014.6.17>）。

<sup>2</sup> 全要素生産性(TFP: Total factor productivity): 生産性を示す指標の一つで、労働・資本に加えて技術革新・業務効率化・規制緩和・ブランド価値などあらゆる生産要素の投入量と産出量の関係を示します。

<sup>3</sup> 平成16年年金改正では、最終保険料を平成29年度では国民年金16,900円、厚生年金18.3%で固定・マクロ経済スライドの導入・基礎年金国庫負担率の2分の1への引き上げが行われました。



ています。これによると 36 年後の平成 62 年(2050 年)では、所得代替率は 39～51% (出生中位、死亡中位) となり、現状の 62.7%<sup>1</sup>から約 2 割の給付抑制が行われることとなります。

なお、合計特殊出生率の出生高位<sup>2</sup>では+3～5%、出生低位では▲4～7%、平均寿命の死亡高位では+2～3%、死亡低位では▲2～3%、所得代替率が変化します。

〔図表 1〕 所得代替率の将来見通し (出生中位、死亡中位)

ケース	労働力率	全要素生産性 (TFP)	物価上昇率	賃金上昇率 (実質対物価)	運用利回り		所得代替率 (2050年)
					実質 <対物価>	スプレッド <対賃金>	
A	労働力市場への参加が進むケース	1.8%	2.0%	2.3%	3.4%	1.1%	50.9%
B		1.6%	1.8%	2.1%	3.3%	1.2%	50.9%
C		1.4%	1.6%	1.8%	3.2%	1.4%	51.0%
D		1.2%	1.4%	1.6%	3.1%	1.5%	50.8%
E		1.0%	1.2%	1.3%	3.0%	1.7%	50.6%
F	労働力市場への参加が進まないケース	1.0%	1.2%	1.3%	2.8%	1.5%	45.7%
G		0.7%	0.9%	1.0%	2.2%	1.2%	42.0%
H		0.5%	0.6%	0.7%	1.7%	1.0%	39.0%

出所：厚生労働省 (2014) 「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し」より筆者作成

一方、平成 24 年の適格退職年金の制度廃止により企業年金の実施数は大きく減少し、また昨年 6 月に公布された「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 (平成 25 年法律 63 号)」により、厚生年金基金制度の見直しが行われ、厚生年金基金についても確定給付企業年金等への移行などが進められることになり、公的年金の補完機能を果たすべき企業年金のあり方が大きく変化していくと思われま

す。わが国の企業年金はふたつの性格を有しています。ひとつは会社退職金からの移行が多く、企業年金は会社退職金を原資としていること。ふたつめは企業が任意で実施する制度であるということです。そのため、オーストラリアのスーパーアニュエーション (Superannuation)<sup>3</sup>のように企業年金を強制する国の政策が取られない限り、この性格を変えることはできません。世界でも高齢化のトップを走るわが国では社会保障費の増大による公的年金の機能縮小は避けられず、公的年金の補完機能を果たすべき企業年金も、経済情勢や企業業績に左右され、今後、厚生年金基金の見直しが進んでいきます。国民の老後所得保障のため、公的年金を補完すべき企業年金のあり方について考えていくことが必要と思われま

<sup>1</sup> 従来の旧厚生年金のみでは平成 26 年で 64.1%でしたが、共済年金を加えた被用者年金一元化後では、62.7%となっています。

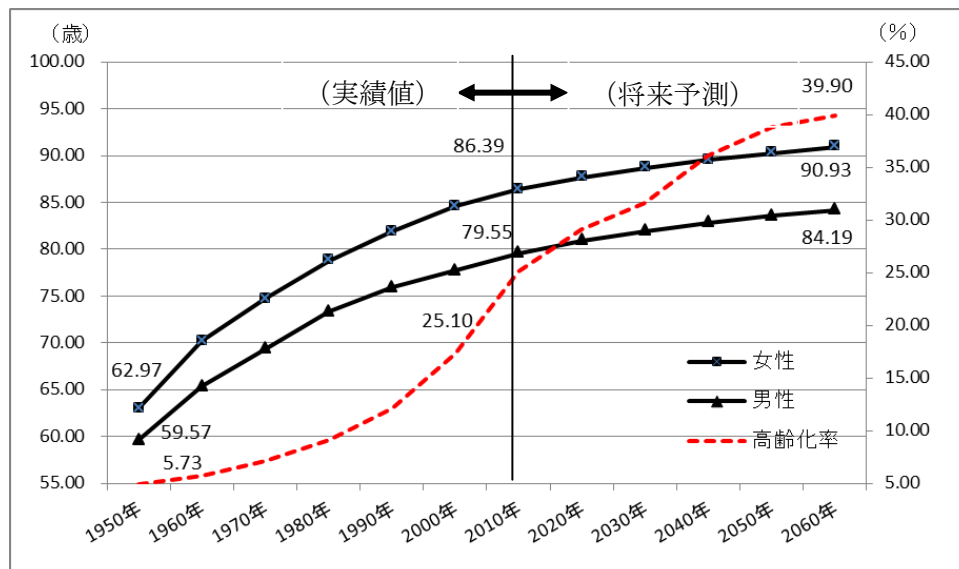
<sup>2</sup> 合計特殊出生率は、出生高位 1.60、出生中位 1.35、出生低位 1.12、平均寿命は死亡高位 (男) 83.22、(女) 89.96、死亡中位 (男) 84.19、(女) 90.93、死亡低位 (男) 85.14、(女) 91.90 となります。

<sup>3</sup> Superannuation : 18 歳以上 75 歳未満で月額 450 豪ドル以上の給与所得者について雇用主は給与の 9% を給与所得者の口座に拠出することが法律で義務付けられ、60 歳になるまで引き出しはできません。

## 2. わが国の平均寿命の延びと高齢化の進展

世界保健機構（WHO）が発表した、「World Health Statistics 2014（世界保健統計 2014）」<sup>1</sup>によると、日本男性の平均寿命は、世界第8位の80歳（1位はアイスランドの81.2歳）、日本女性の平均寿命は世界第1位の87歳です。厚生労働省統計資料を基に日本人の平均寿命の推移をみると、1965年には男性67.74歳、女性72.92歳であったものが、2012年には男性で79.55歳、女性で86.39歳まで延びており、最近45年間で男性がプラス11.81歳、女性がプラス13.47歳寿命が延びています<sup>2</sup>。さらに、国立社会保障・人口問題研究所による「平成24年1月推計」を加えると、2060年には男性で84.19歳、女性で90.93歳まで平均寿命が延びていくと予測されています<sup>3</sup>。また、高齢化率<sup>4</sup>は、1950年は5.7%でしたが、出生率の低下と保健衛生の改善、医療の進歩による死亡率の改善のため高齢化が進み、2013年には25.1%となり、世界第1位の高齢化国となりました。内閣府が発表した平成25年版高齢社会白書によると、2060年には39.9%に達する見込みです〔図表2〕。

〔図表2〕 わが国の平均寿命と高齢化率の推移（将来推計含む）



出所：1950年～2010年実績値は内閣府「平成25年版高齢社会白書」、将来予測は国立社会保障・人口問題研究所「平成24年1月推計」より筆者作成

## 3. 社会保障給付費の増大

高齢化の進展により社会保障費の増大がわが国の大きな問題となっています。わが国の社会保障給付費は、国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計（平成23年度）」<sup>5</sup>によ

<sup>1</sup> 世界保健機構(WHO) (2014) 「World Health Statistics 2014」

(<http://www.who.int/mediacentre/news/releases/2014/world-health-statistics-2014/en/>,2014.6.17).

<sup>2</sup> 内閣府 (2013) 「平成25年版 高齢社会白書」

([http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2013/zenbun/s1\\_1\\_1\\_02.html](http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2013/zenbun/s1_1_1_02.html),2014.6.17).

<sup>3</sup> 国立社会保障・人口問題研究所「平成24年1月推計」38頁,表4-2

(<http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/newest04/gh2401.asp>,2012.3.23).

<sup>4</sup> 高齢化率とは、総人口に占める65歳以上の人口の割合

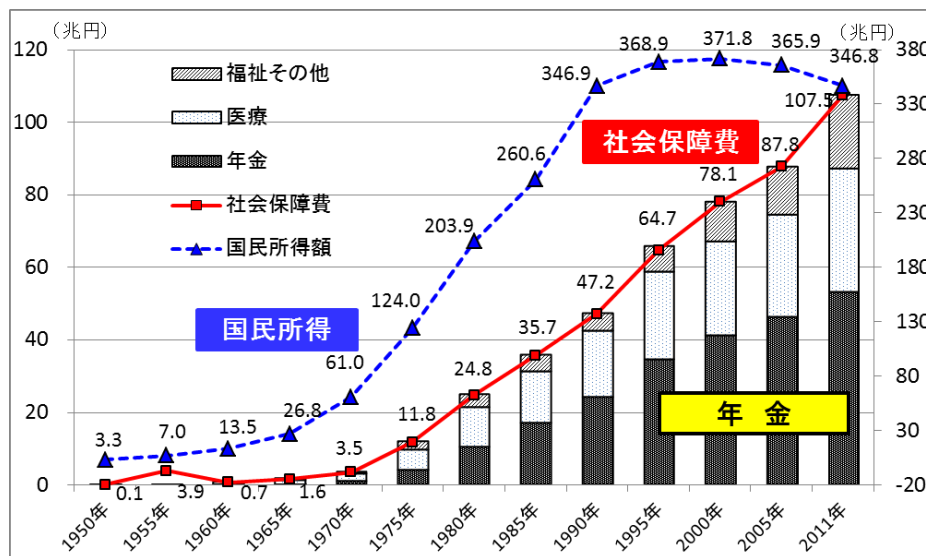
<sup>5</sup> 国立社会保障・人口問題研究所 (2011) 「社会保障統計（平成23年度）」

([http://www.ipss.go.jp/ss-cost/j/fsss-h23/fsss\\_h23.asp](http://www.ipss.go.jp/ss-cost/j/fsss-h23/fsss_h23.asp),2014.6.17).

ると、2011年では107兆4,950億円に達し、対国民所得（National Income）比の31%となっています。高齢化が進む中、わが国の社会保障費（年金、医療、介護等）は増加の一途を辿り、その中でも「年金」が53兆623億円で49.4%と約半分を占めています。「医療」は34兆634億円（31.7%）、「福祉その他（介護、生活保護等）」は20兆3,692億円（18.9%）、今後の高齢化の進展により「医療」「介護」でも増加が予想されます〔図表3〕。

国民年金については1961年に「国民年金法」が制定され、国民皆年金制度が発足しました。1973年改正では年金額が夫婦で2万円から5万円に増額されるとともに「物価スライド制」<sup>1</sup>が導入され、経済成長の発展とともに年金給付額も増大の一途を辿ることとなります。1986年には全国民共通の「老齢基礎年金制度」が導入され、専業主婦（第3号被保険者）を含む20歳以上60歳未満の国民全員が強制適用となり、国民皆年金が達成できた反面、年金給付費の増大を招く結果となりました。

〔図表3〕 社会保障費の推移について



出所：国民所得は財務省「財務関係基礎データ（平成24年4月）」より、社会保障費は厚生労働省「平成25年版 厚生労働白書」及び国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計（平成22年度）」より筆者作成

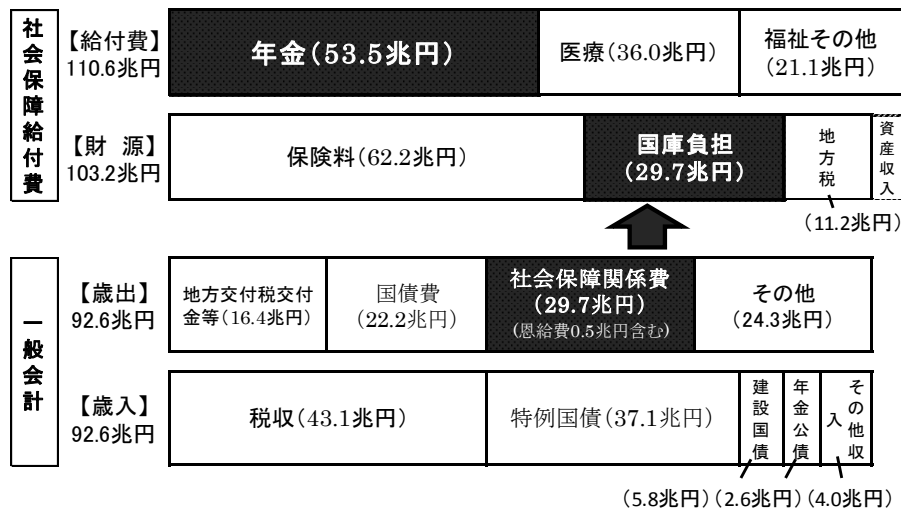
財務省によると平成25年度予算の社会保障給付費<sup>2</sup>は110.6兆円で、「年金」は53.5兆円まで増大しています。社会保障給付費は62.2兆円が保険料で賄われており、国庫負担は29.7兆円となっています。平成25年度の国の一般会計予算の歳出合計は92.6兆円で、社会保障関係費用は29.7兆円と32%を占めています〔図表4〕。

<sup>1</sup> 物価スライド制とは、全国消費者物価指数が年平均で5%を超えて変動した場合に、翌年の4月から変動率に応じて国民年金、厚生年金保険ともに年金額が改正される仕組みで、昭和48年改正において導入され、平成元年改正時には5%の枠を外し「完全自動物価スライド制」に移行しました。

<sup>2</sup> 財務省（2013）「日本の財政関係資料（平成25年10月）」

([http://www.mof.go.jp/budget/fiscal\\_condition/related\\_data/sy014\\_25\\_10.pdf](http://www.mof.go.jp/budget/fiscal_condition/related_data/sy014_25_10.pdf), 2014.6.17).

〔図表 4〕 社会保障費の財源（平成 25 年度予算）



出所：財務省「日本の財政関係資料」（平成 25 年 10 月）より筆者作成

今後も高齢化の進展により社会保障費が増加し、財政赤字が拡大していく中、社会保障費の抑制策が不可欠となっています。年金給付費増大に対して、収入の増加または給付費の抑制が必要ですが、収入を増やすためには、保険料率の引き上げまたは国庫負担の引き上げが必要となります。保険料については、平成 29 年までに国民年金保険料が 16,900 円、厚生年金保険料率が 18.3% まで段階的に引き上げられており、国庫負担の 2 分の 1 への引き上げの財源は、消費税を 2014 年 4 月に 8% に引き上げ、さらに 2015 年 10 月に 10% 引き上げることで対応する予定です。保険料が段階的に引き上げられている中、さらなる引き上げには期間が必要であり、国庫負担のこれ以上の引き上げも当面困難です。そのため、給付費の抑制が必要となりますが、公的年金では給付の適正化（5% 削減）と支給開始年齢の 65 歳への段階的引き上げが行われ、給付の特例水準 2.5% についても、2013 年 10 月にマイナス 1.0%、2014 年 4 月にマイナス 1.0% の引下げ（物価上昇分 0.3% を引いて実際には 0.7% の引き下げ）が行われ、さらに 2015 年 4 月にマイナス 0.5% 引き下げられる予定です。

諸外国では高齢化の進展による給付費の抑制のため、公的年金の支給開始年齢のさらなる引き上げに着手しており、67 歳～68 歳への支給開始年齢の引き上げが既に行われています。最近ではオーストラリアでも高齢化問題に対処するため、年金支給開始年齢を 2035 年までに 70 歳に引き上げる方針を示しました。高齢化率が世界一であるわが国においても、高齢化の進展による社会保障費増大への対応は急務であり、公的年金での給付抑制策が今後議論されることになるでしょう。

今回は企業年金の役割を考えるうえで、国が考える企業年金を加えた所得代替率の考え方および平成 16 年年金改正について概観します。なお、本稿における意見等については、筆者の個人的見解であり所属する組織のものではありません。

年金カスタマーサービス部 菅谷和宏

## 退職給付会計と企業評価

### ～退職給付とIR～

#### 《要約》

IRは企業と投資家の“情報の非対称性”を解消し、企業価値を適正に評価してもらうために行うもので、そのためにはリスクを開示することも必要です。その“リスク”には、退職給付に関する情報も含まれます。改正退職給付基準ではより詳細な開示が求められ、説明責任が増すという状況変化があります。企業にとって重要なことは、適切な制度運営がなされていることであり、それを投資家に十分に説明できることだと考えられます。

確定給付制度のコミュニケーションに関しては、先月号で加入者等に対する情報開示について取り上げました。ただ、企業活動に関するコミュニケーションということであれば、対象は顧客や投資家等にも広がります。今月は、投資家に対する情報開示に関して検討してみることにします。

#### 1. IRとは

広報活動は様々な対象に対して行われます。例えば、国民や顧客など不特定多数の人に対して行われるPR（Public Relations）の他、投資家向けに行われるIR（Invester Relations）があります。企業であれば、会社や商品の認知度を上げるPRは極めて重要な活動ですし、上場企業では、IRの重要性も広く認知されています。

退職給付制度に関してはPRを行う必要はありません。自社の従業員に対する処遇制度ですから、不特定多数に情報開示を行う必要はないからです。ただし、不特定多数ではないものの、人材引き寄せの効果を期待して、入社希望者に対し制度の有無や概要を説明することはありうるかもしれません（もっとも、これから入社する社員に対して退職を前提とする制度の説明を行うことには違和感もありますが・・・）。

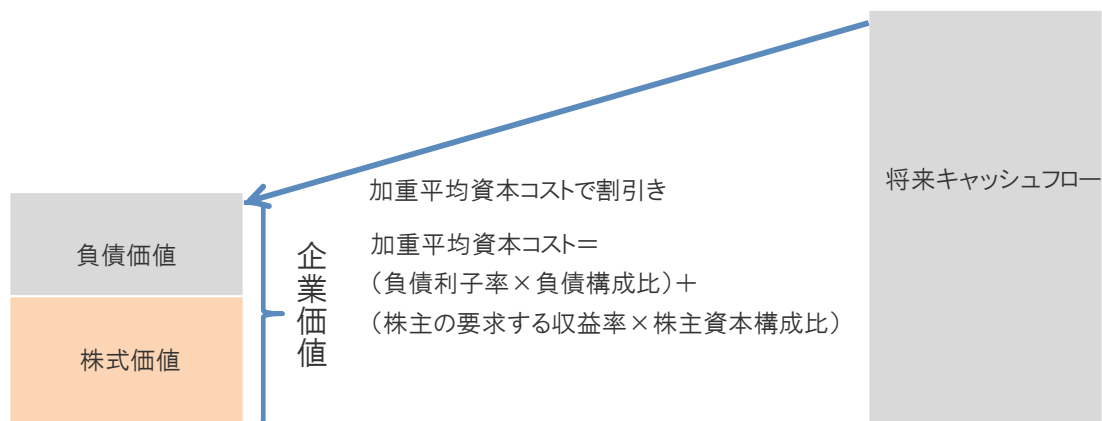
一方、投資家向けのIRに関しては、退職給付をテーマとすることが十分想定されます。退職給付制度は財政状態や企業収益など経営に与える影響が大きく、制度の持つリスクの大きさや内容、あるいはリスク管理の状況などについてきちんと説明することは重要であると考えられるからです。

IRで退職給付のリスクを説明するというと、わざわざリスクについて説明する必要はないのではないか、あるいはリスクが大きいことを説明すると却って企業の評価にマイナスになるのではないかと考える人がいるかもしれません。ただ、そうした考え方は、本来のIRを正しく理解していない意見であると考えられます。IRの目的は、企業を実態以上に評価してもらうことではなく、実態通りに評価してもらうことだからです。

## 2. 企業価値とIRの目的

会社と投資家には、“情報の非対称性”が存在します。当たり前のことですが、会社は投資家よりも自社の状況に関して圧倒的に多くの情報を保有しています。IRの1つの目的は、この情報の非対称性を解消することにあります。もちろん、すべての情報を公開するわけではありませんが、必要な情報を提供し、情報格差に起因する理解不足を解決することを目指します。このことは、コーポレートファイナンスにおける企業価値の考え方を例にとると理解が容易です。

(図表1) コーポレートファイナンスにおける企業価値



コーポレートファイナンスでは、将来キャッシュフローを現在価値に割り引いた額を企業価値であると考えます。ちょうど、退職給付債務を将来の給付見込額（のうち現在までの勤務で獲得した額）の割引現在価値と考えるのと同じです。ただし、退職給付債務の割引率が安全性の高い債券の市場金利であるのに対し、将来キャッシュフローの割引率は、①債権者の要求する利率（当該企業に対する貸出あるいは社債の利率であり、債券の利回りという点では退職給付債務の割引率と同じ）、②株主の要求する収益率、の2つを負債と株主資本（自己資本）の額で加重平均した利率であるという点が異なります（ちなみに、この利率を加重平均資本コスト(**W**eighted **A**verage **C**apital **C**ost=WACC)と呼びます)。なお、企業価値は負債価値と株主価値の合計であり、企業価値から負債価値を差し引いた株主価値は理論上の時価総額を意味します。

上記の手順に則って投資判断を行う場合、まず将来キャッシュフローを予想し、それを加重平均資本コストで割りきます。求められた企業価値から負債価値（負債時価）を差し引いた株式価値が現在の時価総額よりも大きい場合は、割安と判断して投資を行うことになります。要するに、①将来の企業収益の見通し（将来キャッシュフロー）を予想すること、②要求する収益率を見積もること、という二段階で投資判断を行うわけです。

将来キャッシュフローの予想あるいは要求収益率の見積もりのための情報取得は、当然IRを通じて行います。具体的には、投資や収益見通しなど事業計画の説明を求めたり、コ



ストの見積もりや技術力などをヒアリングします。情報提供を受けた投資家はその事業計画等の達成確率を織り込んで投資判断を下しますが、達成確率の検討では達成を阻害する要因等を検討することになります。達成確率が高い、すなわちリスクが低いと判断すれば、要求する収益率は低くなり企業価値は大きくなります。逆に、達成確率が低い、すなわちリスクが高いと判断すると要求収益率は高くなり企業価値は小さくなります。

仮にIRで自社に都合のよい情報だけを提供しても、投資家が当該情報に懐疑的であれば要求収益率は高くなるはずですが、また、リスク要因が全くないという説明では却って情報の信憑性が疑われる可能性がありますし、リスク要因を公開せずに投資家の期待が裏切られた場合には、企業と投資家の信頼関係は損なわれてしまいます。このようにIRは良い情報だけでなく、リスク情報も開示することによって、企業価値を適切に判断してもらうためのものであると言えます。IRによって投資家との信頼関係を築くことができれば、安定株主を増やすなどの目的も達成されることになります。

### 3. 退職給付とIR

話題を退職給付とIRの関係に戻します。退職給付に関しては、連結決算では退職給付債務、年金資産とも期末の時価で評価され、その差額が貸借対照表に表示されるようになりました。コーポレートガバナンスの考え方をもち出すまでもなく、負債が増加し、同額の自己資本が減少すれば株式価値は減少することになります。この構造は、“即時認識”が適用される前でも同じですが、実際の数値が変動すれば、それ以前よりも評価に反映されやすくなる可能性があります。

常識的に考えて、退職給付に関連して負債＝自己資本の変動（特に、自己資本がマイナスになる変動）は抑制されることが望ましいはずですが、また、積立不足(負債)が圧縮されていく方がより高い評価につながると考えられます。結果がそうなることはもちろんですが、将来的に変動が抑制されたり、積立不足が解消されることが期待できる体制であることもプラスの評価を得る要因になると考えられます。逆に言えば、そうした体制が確立されていないと判断されると、高い評価を受けることが難しくなります。

良い評価を受けるためには、まず適正な運営体制、つまり退職給付に関するガバナンスが確立されていることが必須です。そのうえで、ガバナンスが機能していることを投資家に説明し、理解を得ることが必要です。せっかく、ガバナンス体制が確立し、機能しているとしても、それが第三者に理解されなければ、企業の評価向上には寄与しません。もちろん、退職給付に関して健全な状態が維持されていれば、結果的には評価されるはずですが、ただ、この場合、評価は後追いになりますし、評価が定着するまでは割り負けしてしまう可能性があります。前述のとおり、正当な評価を獲得することがIRの目的であるとするならば、正にIRで情報ギャップを埋めていく必要があります。

#### 4. 具体的に何をするのか

ガバナンス体制が確立されていることを前提に、その先のIRについて何を行うべきかを検討します。

結論を言えば、退職給付に関するIRに関して特別な何かを用意する必要はないと思います。ただ、説明を求められた際に、制度の実施目的や制度運営における基本的な考え方、例えばリスクに対する考え方やリスク管理の手法等を適切に説明できることが必要です。改正された退職給付会計基準では、退職給付に関して詳細な開示が求められることになりました。より詳細な開示が求められたのは、その情報が重要であることの裏返しであるはずで、同時に、開示事項に関しては説明責任があるため、説明を求められた際には的確に説明できることが必要です。

企業年金などの退職給付制度に関する企業の取組は、制度設計と資産運用の2つであり、開示に関してもこの2つに大別できます（当然、ガバナンスも制度ガバナンスと運用ガバナンスに分類することができます）。まず、制度についてですが、これまでの開示基準では、「実施している制度」を開示すればよかったものが、改正基準では「実施している制度の概要」を開示することになります。最終給与比例制であれ、キャッシュ・バランス・プランであれ、ポイント制であれ、採用する理由があって実施されているはずで、また、確定給付制度と確定拠出年金を併用しているのであれば両者を実施する理由があるはずで、1つの制度のみであればその理由があるはずで、したがって、なぜその制度を選んだかについて人事戦略や財務戦略といった観点から、明確に説明できることが求められます。例えば、キャッシュ・バランス・プランは、割引率の変動に伴う退職給付債務のボラティリティの抑制を目的に導入した会社は多いと思いますが、そうした背景を紹介することなどは有効です。その際に、割引率の変化に対する退職給付債務の感応度などを例示することは効果的かもしれません。ちなみに、IFRSでは各種の基礎率について重要性が高いと判断される場合は感応度を公表することが求められており、割引率に対する感応度分析はほとんどの会社が開示しています。

運用に関しては、制度に比べ、より多くの説明を求められる可能性があります。これは運用成果が会計数値に及ぼす影響が理解しやすいことに加え、企業を評価するアナリスト等が運用に関して専門的な知識を有しており、関心が高く、質問もしやすいと考えられるためです。改正基準では、年金資産の内訳（金額もしくは構成比）の開示が求められますが、運用方針についてなどより詳細な説明が必要になる可能性があります。例えば、運用方針の説明を求められる場合などは、適用指針で定められた内訳表示（債券、株式、現金預金、その他の4分類）では十分な説明ができないと考えられます。より詳細な内訳開示を行い、運用実態を紹介することも想定されます。

図表2は、改正基準で開示される事項について、どのような説明が求められる可能性があるかを検討したものです。年金制度に詳しい人はさほど多くないと予想される中で、表示したような専門的な質問が行われるのかという疑問があろうかと思えます。一方で、年

金制度に詳しくない人は、大きなコスト・リスクを負担してまで退職給付制度を実施する理由について素朴な疑問を持つかもしれません。

退職給付に関する IR といっても、会社説明会の席などで会社側から積極的に情報を提供する必要はないと思いますし、数多くの質問が寄せられる可能性も低いと考えられます。ただし、上記のような素朴な質問に対しても明快な回答が必要となります。むしろ、そうした素朴な質問の方が答えにくいかもしれません。回答では企業の人事あるいは財務戦略の中で退職給付をどのように位置付けているかが必須となります。

通常は、適用指針で示された開示基準に沿った開示を行い、必要に応じて情報を追加しリスク実態を明確化することで十分であると考えられます。IFRS や米国基準では、より詳細な資産構成や計算基礎率変更の場合の影響度（金利感応度など）、資産・負債マッチング戦略（LDI など）の内容などを開示するよう要求しています。日本基準では、こうした項目については必ずしも開示を要請していませんが、場合によっては追加開示することなども有効と考えられます。

(図表 2) 改正退職給付会計の開示基準と想定される質問例

開示項目		説明が求められる主な事項
制度 関連	制度の概要	制度実施目的、当該制度を選択した背景(人事・財務戦略からの選択理由)
	退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
	勤務費用	給付水準の適正性
	利息費用	受給者の状況
	数理計算上の差異の発生額	差異発生要因の分析、割引率等計算基礎の感応度など
	過去勤務費用の当期発生額	制度改正の内容及び改正の背景
	給付支払額(退職給付制度全体)	今後の給付見込み
	その他	債務増減理由の説明(なお、重要性がある場合は個別表示するため内容を開示)
	年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
	期待運用収益	期待運用収益と数理計算上の差異とで実際のパフォーマンスが判明。期待運用収益率との乖離等の説明
	数理計算上の差異の発生額	
	専業主からの拠出額	積立方針の説明
	給付支払額(年金制度からの支払)	今後の給付見込み(年金制度の成熟状況)
	積立型・非積立型制度の退職給付債務	制度選択の背景等
	数理計算上の計算基礎に関する事項	
割引率	金利感応度、重要性基準の適用可否	
運用 関連	確定拠出制度	(想定運用収益率を設定している場合)想定運用収益率の水準
	年金資産の主な内訳	運用に対する考え方(基本方針)、リスク許容度
	期待運用収益の設定方法	資産構成との整合性等

年金コンサルティング部 リサーチグループ 久野正徳

## 公的年金制度の動向

### ～財政検証結果の概要と公的年金の課題～

#### 《要約》

6月3日に、5年に一度の公的年金・財政検証結果が公表されました。8通りの経済状況の前提を置いて試算されており、女性、高齢者の労働参加が進む場合には、今後100年にわたって所得代替率50%を維持できるものの、それが進まない場合や運用環境の低迷、予想以上に出生率が低下したり、平均寿命が延びた場合には、所得代替率50%を割り込む（制度変更がない場合）という結果が示されています。

制度改定を見込んだオプション試算では、デフレ下でもマクロ経済スライドを発動すること、被用者保険（厚生年金、健康保険）の適用をさらに拡大すること、基礎年金給付算定の納付年数の上限を40年から45年に延長することが盛り込まれています。オプション試算は、いずれも所得代替率の引き上げになるとしています。

今後、制度改定内容が具体化したものから法案化される予定です。

公的年金の財政検証結果が公表され、新聞で大きく取り上げられました。この結果は、6月3日の社会保障審議会・年金部会に報告されたものです。

財政検証は、5年に一度、公的年金財政が、おおむね100年間、少子高齢化に伴う給付調整（マクロ経済スライドといいます）を続けても、法律で定められた所得代替率の下限である50%を維持できるか、経済状況や出生率などの前提を置いて検証するものです。今回は、経済前提8通り（ケースA～H）などに分けて試算を行っています。さらに、平成25年8月の社会保障制度改革国民会議・報告書やその後成立した社会保障プログラム法で示された課題についてオプション試算が行われました。

本稿では、結果の概要と今後の課題をご紹介します。

#### 1. 背景と試算の前提

財政検証の仕組みは、平成16年の法改正で導入され、今回で実施は2回目となります。16年改正の中で、保険料の上限（国民年金で月16,900円、厚生年金で18.3%）と、被保険者数の減少や平均余命の延びに合わせ給付を調整する「マクロ経済スライド」が導入されました。ただ、デフレが続いたことと、特例が適用され年金額が法律で定められた水準の金額を上回っていたために、「マクロ経済スライド」は発動されていませんでした。給付の調整が始まると、所得代替率の下限を50%とし、積立金を現在の支給額の約4年分から取り崩して、最終的に1年分にする前提です。

ここで使われる所得代替率とは、現役男子の手取り収入に対する年金額の割合です。も



し次回の財政検証までに所得代替率が 50%を下回ると見込まれれば、制度改定が必要になります。

社会・経済前提については、まず、人口推計によって、出生率（高位、中位、低位の 3 通り）、平均寿命（同様の 3 通り）を設定します。経済前提については専門の委員会で検討された 8 通り（ケース A～H）が設定されました。女性、高齢者の労働参加が進むかどうか、そして生産性の上昇率、物価・賃金の上昇率、運用利回り、経済成長率の予測水準により、ケースが設定されています。

女性の場合、現在、結婚や出産で、一旦労働市場から離れるケースが見られますが、平成 42 年時点で 8 割以上の女性が就業を継続するという状況を女性の労働参加が進むケースとしています。つまり、年齢を横軸、就業率を縦軸にしたグラフでは、現在は M 字形のカーブを描いていますが、ほぼ台形になるものと想定しています。また、60 歳以降 70 歳未満の就業率で、60 - 64 歳では男性 87.1%、女性 53.9%、65 - 69 歳では男性 64.7%、女性 33.9% になる前提としています。

前回の検証では、基本シナリオとして設定した名目運用利回り 4.1%が高すぎるとの批判がありました。今回は、基本シナリオを定めず、運用利回りも物価上昇率を差し引いた実質運用利回りとして表示しています。年金額は原則物価に連動することから、年金財政に影響を与えるのは、実質利回りであるという理由ですが、経済状況が中程度のケース E における名目運用利回りは 4.2%に達します。

検証の前提に使用する平成 26 年度の年金額は、現役男子の平均手取り収入 34.8 万円に対して夫婦モデルで月 21.8 万円（夫の厚生年金 9 万円、夫婦の基礎年金 12.8 万円）、所得代替率 62.7%としています。前回は 62.3%でしたから、0.4%上昇しています。実際のモデル金額とは異なっていることに注意が必要です。まず、平均の手取り収入には、平成 27 年 10 月に厚生年金に統合される予定の共済年金の加入者分が入っているため、収入平均が民間被用者のみ（33.5 万円）に比べて 1.3 万円高くなっています。また、年金額は、特例水準と本来水準の 2 通りが存在し、現在特例水準として高い金額で支払われていますが、試算では本来水準が使われています。

## 2. 結果の概要

### （試算結果）

図表 1 に 8 通りの試算結果をまとめています。ケース A から E では、法律で定められた下限の 50%を上回って、財政が均衡するとしています。しかし、労働参加が進まず、運用利回り、経済成長率が中間シナリオより下回ると所得代替率 50%を割り込む可能性があります。

(図表1) 試算結果

平成26年度 モデル年金額 21.8万円、所得代替率 62.7% (出生率、死亡率が中位である前提)  
(単位: %、万円)

ケース	労働の状況	物価上昇率	実質運用利回り	賃金上昇率	経済成長率	平成42年度		給付水準調整の終了時		
						モデル年金額	所得代替率	モデル年金額	所得代替率	終了年度
A	労働参加が進む	2.0	3.4	2.3	1.4	24.7	57.2	30.1	50.9	平成56
B		1.8	3.3	2.1	1.1	24.4	57.1	28.4	50.9	平成55
C		1.6	3.2	1.8	0.9	23.9	56.9	26.9	51.0	平成55
D		1.4	3.1	1.6	0.6	23.6	56.7	25.9	50.8	平成55
E		1.2	3.0	1.3	0.4	23.1	56.5	24.4	50.6	平成55
F	労働参加が進まない	1.2	2.8	1.3	0.1	21.8	54.8	23.4	45.7	平成62
G		0.9	2.2	1.0	▲ 0.2	21.0	53.8	21.6	42.0	平成70
H		0.6	1.7	0.7	▲ 0.4	20.7	53.8	17.8	39.0	平成67

※例えばケースEでは、名目運用利回り(物価上昇率+実質運用利回り)は4.2%

※ケースF, G, Hは、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合

### (オプション試算結果)

オプション試算の内容は以下の通りです。いずれも所得代替率を改善する効果があるとされています。

#### オプション1. マクロ経済スライドの仕組みの見直し

マクロ経済スライドは、少子高齢化の進展により給付を抑制する仕組みですが、デフレ下で発動されていませんでした。オプション1では、物価、賃金の伸びが低い場合でも、調整がフルに発動されるようにします。毎年1.2~1.3% (平成27年から平成52年までの平均、平成27年度は1.1%) が調整されるとしています。前回試算では0.9%ですから、削減幅が拡大しています。実際の平成27年度調整率は、平成25年度の公的年金被保険者数の統計が判明した時に明らかになる予定です。

前回は、基本シナリオで所得代替率が50.1%でしたから、給付調整がされても51.0% (以下、中間シナリオの場合) に高まるとしています。なお、平成27年4月に給付が0.5%引き下げられ特例水準が解消されると、この見直しがなくてもマクロ経済スライドが発動され、年金額が物価(賃金)変動により引き上げられる場合でも、給付が抑制される予定です。

#### オプション2. 被用者保険の更なる拡大

平成28年10月から、厚生年金、健康保険への短時間労働者の適用拡大(週所定労働時間20時間以上、賃金収入月8.8万円以上、企業規模(被保険者数)が501人以上で対象者約25万人)の実施が決まっていますが、これに加えて、準備期間を考慮した平成36年4

月から更なる拡大をするという前提で試算をしています。

- ・パターン1 対象者 220 万人の拡大…企業規模の制限を外し、適用事業所全体を対象に、健康保険と同じ賃金収入月 5.8 万円以上の雇業者に適用拡大。所得代替率が、ケース E の場合 50.6%から 51.1%に高まる。
- ・パターン2 対象者 1,200 万人の拡大…非適用事業所も含め、月 5.8 万円以上のすべての雇業者に適用拡大。所得代替率が、同様に 50.6%から 57.5%に高まる。

### オプション3. 保険料拠出期間の延長と繰り下げによる受給開始年齢の選択

基礎年金給付算定の時の現行の保険料拠出期間 40 年（20～60 歳）を 45 年（20～65 歳）に延長すると、所得代替率が 50.6%から 57.1%に高まるとしています。国民年金の拠出期間の延長と給付額算定の拠出期間の上限を 40 年から 45 年に引き上げる前提です。

また、65 歳を超えて 2 年働いた場合、拠出期間の 47 年までの延長と 67 歳までの繰り下げによる増額を含めて、所得代替率が 50.6%から 68.2%に高まるという試算結果が示されています（65 歳以上の在職老齢年金による年金額調整がない前提）。

### 3. 今後の課題

今回の検証では、支給開始年齢（標準的な受給開始年齢で 65 歳のこと）の引き上げ、厚生労働大臣の発言で話題になった 75 歳まで（現行 70 歳）の繰り下げについての試算及び平成 24 年に公布された年金機能強化法で継続検討となった高所得者の基礎年金に対する給付抑制の試算結果は示されませんでした。これらは今後の課題となるでしょう。6 月 3 日の年金部会では、複数の委員から、持続可能性の点からのマクロ経済スライドの見直し、国民への周知、労働参加を促す政策や少子化対策が必要との意見がありました。

今後は、年金部会や与党プロジェクトチームなどにおいて、この結果をたたき台に制度改定の検討が行われ、具体化した内容から法案提出がされる予定です。従業員の老後生活の土台となる公的年金の動向は、注目していく必要があるでしょう。

以上  
年金コンサルティング部 リサーチグループ 遠藤忠彦

#### < 主要な参考資料 >

厚生労働省、「将来の厚生年金・国民年金の財政見通し（財政検証結果）」  
（平成 26 年 6 月）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/zaisei-kensyo/index.html>



年金基礎講座（制度・財政編⑦）

【今月のテーマ】

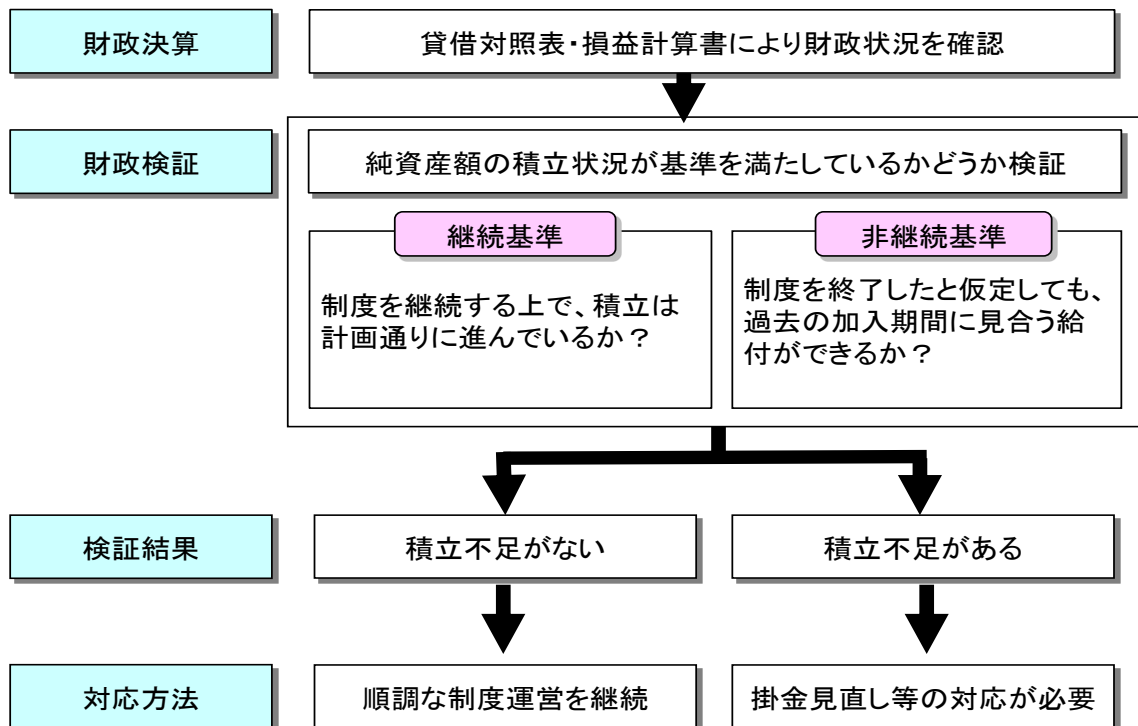
DB制度における財政検証

財政検証とは、年金資産の積立状況が法令に定める基準を満たしているかどうかを検証することで、年に1度、財政決算時に実施します。

検証する基準には、「継続基準」と「非継続基準」の2つの基準が設けられており、それぞれ検証の目的（前提）が異なります。前者では、今後も制度が継続していくことを前提に、計画通りに積立が進んでいるかを検証するため、その積立目標額である「責任準備金」と年金資産を比較します。一方、後者では、制度を仮に終了したとしても過去の加入者期間に見合う給付を行うための積立が確保されているかを検証するため、その積立目標額である「最低積立基準額」と年金資産を比較します。

検証の結果、積立不足があれば掛金の見直し等が必要になり、実際に掛金を見直す場合は、通常、財政決算日の1年後から新しい掛金を適用することとなります。

<財政検証の流れ>



「確定給付企業年金ハンドブック」の「(制度・財政編No.3) 財政決算・財政再計算とは」でも解説しておりますのでご参照ください。



年金運用の現場から ファンドマネージャーの四方山話  
～企業価値評価としての ESG 投資～

《要約》

日本版スチュワードシップ・コードの導入を受け、投資先企業との対話の重要性が改めて意識されている。それに伴い、企業の財務的側面だけでなく非財務的側面についても考慮する ESG 投資への関心が、今後一段と高まることが予想される。

欧米の公的年金を中心に、投資判断プロセスに環境や社会的な取り組みといった非財務的基準（ESG）を採用する動きが広がっている。ESG とは Environment（環境）、Social（社会）、Governance（企業統治）の頭文字で、何れも企業が事業活動を行う上で配慮や責任を求められる重要な課題と言える。企業価値を評価する上で、財務的側面だけでなく、非財務的側面についても考慮することで、長期的な投資収益の向上とリスク低減を目指そうという考え方が ESG 投資である。

具体的には、E（環境）はエネルギー使用量や二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量削減といった環境面への配慮などを、S（社会）は人権問題への対応やワークライフバランスへの取り組みを意味する。そして、G（企業統治）にはコンプライアンスのあり方、資本効率への意識、情報開示の充実などが含まれる。

E（環境）を例にとると、CO<sub>2</sub>排出量の削減といった環境対策は大幅なコスト増にも繋がることから、企業にとってビジネス上のリスク要因となる。しかしながら、一方で、エコカーが自動車メーカーの競争力を左右するなど、環境対策は長期的には企業価値の向上をもたらす、新たな事業機会を提供するリターン要因にもなると言える。

■世界のESG投資市場

	ESG投資の市場規模 (億ドル)	地域別シェア (%)	運用資産に占める ESG投資の比率(%)
欧州	87,580	64.5%	49.0%
米国	37,400	27.6%	11.2%
カナダ	5,890	4.3%	20.2%
アフリカ	2,290	1.7%	35.2%
オセアニア	1,780	1.3%	18.0%
アジア(除、日本)	640	0.5%	2.9%
日本	100	0.1%	0.2%
全体	135,680	100.0%	21.8%

(出所)Global Sustainable Investment Review2012

このように、ESGは決算報告書などの財務諸表には表れない隠れたリスクであり、それらは企業の社会的信用や市場の評価にも直結することから、伝統的な企業分析を通じ見えてくる財務リスク同様、考慮しなければならない情報と言える。また、受託者責任という観点で見ても、財務情報に限定した企業評価だけでは不十分であり、むしろ財務以外の情報についても考慮すべきとの考えが欧米では広まっている。

そもそも、ESGが注目を集めるきっかけとなったのは、2006年に国連が提唱した「責任投資原則（PRI：Principles for Responsible Investment）」の中で、責任ある投資家の取るべき行動として、投資の意思決定プロセスにESGへの取り組みを求めたことにある。

その後のリーマン・ショックを経て、投資家の短期的な利益追求の動きが金融危機を増幅させたという反省がESGの普及を後押ししている。つまり、投資の短期化が経営の短期化を招き、目先の利益追求が金融危機を増幅させてしまったことへの反省である。

また、機関投資家による投資先企業の経営監視などコーポレート・ガバナンス（企業統治）への取り組みが不十分だったとの問題意識も大きい。

加えて、2010年には英国で機関投資家の行動規範としてスチュワードシップ・コードが定められるなど、利益の実現と同時に、投資先企業の長期的な成長を経済全体の発展へとつなげるために、機関投資家は積極的に受託者責任を果たすべきだとする考え方が高まっている。

我が国に目を転じると、ESG投資の市場規模はまだ極めて小さい。しかしながら、日本版スチュワードシップ・コードの導入をきっかけに、投資先企業のガバナンス向上に向け、機関投資家がより積極的な役割を果たすべきとの意識が高まることで、企業価値向上に繋がるESG投資への関心も徐々に広がっていくと思われる。

#### ■責任投資原則

- |   |
|---|
| 1. 私たちは投資分析と意志決定のプロセスにESGの課題を組み込みます。                    |
| 2. 私たちは活動的な(株式)所有者になり、(株式の)所有方針と(株式の)所有慣習にESG問題を組み入れます。 |
| 3. 私たちは、投資対象の主体に対してESGの課題について適切な開示を求めます。                |
| 4. 私たちは、資産運用業界において本原則が受け入れられ、実行に移されるように働きかけを行います。       |
| 5. 私たちは、本原則を実行する際の効果を高めるために、協働します。                      |
| 6. 私たちは、本原則の実行に関する活動状況や進捗状況に関して報告します。                   |

(出所)責任投資原則-日本語版

## CSRとサステナビリティ

### ～地球の定員オーバー問題（15）～

#### 生物多様性喪失問題 その2

##### 《要約》

ニホンウナギが絶滅危惧種に指定された。鰻に限らず、数多くの動物が絶滅のおそれがあるという。ある種の絶滅は他の種の絶滅をももたらすおそれがあり、危機的状況にあると見てよい。

TEEB(ティーイーイービー)では、生物の価値を経済的に換算して、いろいろな現象との因果関係を明らかにすることによって、人々の理解を促し、積極的にビジネス等の関与をも呼び起こして、解決しようという意図をもっている。

さて、生物多様性の定義すらまだできていないのであるが、それは少なからず難しいことであるから後回しにして、問題意識をもって頂くことを優先して事例的具体的に「種の絶滅」問題を探り上げたい。

#### 1. ニホンウナギの絶滅危惧種指定について

最近、ニホンウナギが絶滅危惧種に指定される「恐れ」が出てきたという新聞やテレビで流れたが、まず、このことから考えてみたい。

政府機関や科学者らで作る「国際自然保護連合」(IUCN<sup>1</sup>、本部・スイス)は本年6月12日、絶滅の恐れがある生き物を掲載する最新のレッドリストを公表し、日本人の大好きなニホンウナギを絶滅危惧種に指定した。漁獲禁止などの法的拘束力はないが、今後、野生生物の国際取引を規制するワシントン条約の保護対象となる可能性がある。

国際自然保護連合(IUCN)が、絶滅の恐れがある野生生物を評価したレッドリストで、ニホンウナギを絶滅危惧種に分類した。3ランクある絶滅危惧種の中で2番目に高い「近い将来における野生での絶滅の危険性が高い種」である。

河川や湖沼などウナギの生息地となる環境が失われたことなどもその理由とされるが、IUCNが挙げているのが、乱獲つまりウナギの捕り過ぎ食べ過ぎである。

IUCNは評価の中で、日本のウナギ漁、特に養殖原魚としてのシラスウナギ漁で、持続可能なレベルを超えた過剰漁獲が進んでいるとの国連食糧農業機関(FAO)の評価結果を引用し、過剰な漁獲が現在も続いていると指摘した。

<sup>1</sup> 国際自然保護連合(IUCN: International Union for Conservation of Nature and Natural Resources)は1948年に設立された国家、政府機関、非政府機関で構成された国際的な自然保護機関である。

### シラスウナギ採捕量の推移

日本の親ウナギの漁獲量は1981年の1920トンから2011年の229トンに減り、稚魚のシラスウナギの漁獲は過去30年間で90%以上減った。



世界のウナギの70~80%を消費しているといわれる日本が、大きな責任を自覚し、ウナギ資源保全の取り組みを強化するきっかけにしなければいけない。ところが、今回の水産庁や関係者、マスコミの反応は「値上がりする」「口に入りにくくなる」ということばかりであり、絶滅を危惧する声がほとんど聞こえない。

## 2. 日本の絶滅危惧種、レッドリストについて

人口が70億人を超え、人間の経済活動がかつてないほど増大した現代では、その活動が生物環境に与える影響は無視できないほど大きく、それによる種の絶滅が急増してきている。野生生物の絶滅は、大げさでなく人類の危機でもある。

現在、IUCNのレッドリストをもとにして、世界のあらゆる国、地域でも、レッドデータブックを作成するようになっている。以下、IUCNのホームページに依った。

(<http://www.iucn.jp/species/redlist/redlistj.html>)

日本初のレッドデータブックは、1989年に日本自然保護協会、世界自然保護基金ジャパンから発行された「我が国における保護上重要な植物種の現状(レッドデータブック植物種版)」である。その後1992年に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」が成立し、環境省が脊椎動物、無脊椎動物、維管束植物、その他の植物についてレッドデータブックを発行、水産庁が「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック」を発行している。また、北海道から沖縄県まで24の都道府県がレッドデータブックを作成している。また日本哺乳類学会、日本鱗翅(りんし)学会などが独自のレッドデータブックを作成している。

環境省、水産庁、学会などのレッドデータブックは、全国レベルの評価を、また、都道府県のレッドデータブックは、都道府県レベルの評価をしているが、その多くはIUCNと同じ評価基準を使っている。ただ、地理的な範囲が異なるため同じ生物が、各々で評価が異なることがある。例えば、ツキノワグマ(アジアクロクマ)は、地球レベルでは絶滅危惧II類(VU、IUCN)であるが、全国レベルでは絶滅のおそれのある地域個体群(LP、環境省、哺乳類学会)、京都府のレッドデータブックでは絶滅寸前(CR、絶滅危惧IA類)となっている。

以下に、そのサマリーの一部を掲げる。

環境省のレッドデータブックにみる絶滅のおそれのある動植物種の数

環境省のレッドデータブック(2007年)によれば、日本の哺乳類の24.0%、鳥類の13.1%、爬虫類の31.6%、両生類の33.9%、汽水・淡水魚類の25.3%、陸産・淡水産貝類の25.1%が絶滅のおそれのある種となっています。

分類群	評価対象 総種数(a)	絶滅 EX	野生 絶滅 EW	絶滅	準絶滅危惧種 NT	情報不足 DD	(b/a)	
				危惧種 CR+EN+ VU(b)				
動物	哺乳類	約200	4	0	48	16	9	24.0%
	鳥類	約700	13	1	92	18	17	13.1%
	爬虫類	98	0	0	31	17	5	31.6%
	両生類	62	0	0	21	14	1	33.9%
	汽水・淡水魚類	約300	3	0	76	12	5	25.3%
	昆虫類	約30,000	2	0	139	161	88	0.5%
	陸・淡水産貝類	約1,000	25	0	251	206	69	25.1%
	クモ類・甲殻類等	約4,200	0	1	56	31	36	1.3%
動物小計			47	2	714	475	230	-
植物等	維管束植物	約7,000	20	5	1,665	145	52	23.8%
	蘚苔類	約1,800	0	0	180	4	54	10.0%
	藻類	約5,500	5	1	41	24	0	0.7%
	地衣類	約1,000	3	0	45	17	17	4.5%
	菌類	約16,500	27	1	63	0	0	0.4%
	植物等小計			55	7	1,994	190	123
動物・植物等合計			102	9	2,708	665	353	-

種数には亜種・変種を含む

出展：「新・生物多様性 国家戦略」 環境省 2007

以上、評価対象の数が多いものの、哺乳類の24%、爬虫類や両生類は30%を超えている。ある種の絶滅は、別の種の絶滅をももたらすことを考えれば、やはり危機的という言葉は大げさではないと思われる。

最後に、名古屋 COP10 が開催されている最中の2010年10月20日朝日新聞朝刊に載った小さな記事を紹介したい。

「UNEP=国連環境計画は、乱獲や海水の汚染などの影響で、2050年までに世界中のほぼすべての海域で漁獲量が減少し、特にマグロなどの大型魚はほぼ全滅して、漁業の中心は体長が20センチほどの小型の魚になると予測した報告書を発表した」

青山学院大学社会情報学部教授 岩井千尋



## <コラム> アドリブ経済時評

### 戦後日本のイノベーション 100 選

先ごろ、新聞に出ていた「戦後イノベーション100選」という記事を読みながら、もう半世紀近く前の、筆者が銀行に就職した頃の卓上計算機を思い出した。

預金課に配属されて、まだ、新しいスーツになんとなく馴染めないある日、SONYのSOBAXという新型の卓上計算機が何台か配られた。

当時の計算機は、キーを幾つか押すとガチャガチャとしばらく計算をして答えを印字するという形だったのが、新しい計算機はむき出しの部品がなくなり、いかにもスマートな箱形になっていた。まだ大きく重かったものの、インプットの方式も刷新されて、今の電卓と同じように計算式どおりに数字を押すと、音もなく即座に計算ができて、電光管の数字がパッとつく画期的なものであった。



新しい時代が来たような感じまで受けたことを覚えている。

いや、実をいえば、筆者は「これで助かった」と思った。

というのは、当時はまだソロバンが主流であり、これが小学校以来どうにも苦手な筆者は、字が下手なのと合わさって苦悩の日々を送っていたのである。

月給がたしか3~4万円の時代に、SOBAXは30万円近くする高価な機械であり、終業時には毎日金庫に入れなければならなかったのだが、筆者はトランペットを吹くということで右手の3本指だけは器用に動かすことができたので、大助かりしたのである。

さて、イノベーションの定義は、「経済的な活動であって、その新たな創造によって、歴史的社会的に大きな変革をもたらし、その展開が国際的、或いはその可能性を有する事業」とある。ちなみに、アンケート投票のベストテンと年代は次のとおりとなっている。

1950内視鏡、1958インスタントラーメン、1963マンガ・アニメ、1964新幹線、

1970トヨタ生産方式、1979ウォークマン®、1980ウォッシュレット®、

1983家庭用ゲーム機・ゲームソフト、1993発光ダイオード、1997ハイブリッド車  
なお電卓は、第1回発表の38イノベーションの中に入っている。

昭和レトロ生まれの読者は、各商品にいろいろな思い出が絡む方も多と思われる。それらを紹介しながら、その年のヒット曲を流すビデオができれば、大ヒットして、日本人のイノベーション魂が鼓舞されるのではないかと思うが、いかがであろうか。

【2014/6/25】

青山学院大学社会情報学部教授 岩井千尋

- ▶ 本資料は、お客様に対する情報提供のみを目的としたものであり、弊社が特定の有価証券・取引や運用商品を推奨するものではありません。
- ▶ 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、経済環境の変化や相場変動、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。また、記載されている推計計算の結果等につきましては、前提条件の設定方法によりその結果等が異なる場合がありますので、充分ご注意ください。
- ▶ 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。
- ▶ 本資料の分析結果・シミュレーション等を利用したことにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
- ▶ 当レポートの著作権は三菱 UFJ 信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。
- ▶ 本資料で紹介・引用している金融商品等につき弊社にてご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料や諸経費等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には相場変動等による損失を生じる恐れや解約に制限がある場合があります。なお、商品毎に手数料及びリスクは異なりますので、当該商品の契約締結前交付書面や目論見書またはお客様向け資料をよくお読み下さい。

